

改正

平成20年3月28日告示第43号

平成21年3月4日告示第20号

平成22年3月31日告示第35号

平成26年3月31日告示第59号

平成28年3月25日告示第46号

平成28年8月22日告示第167号

令和2年3月23日告示第33号

松浦市障害者等日常生活用具給付事業要綱

(目的)

第1条 この告示は、在宅で生活する障害者、障害児及び難病患者の自立生活支援のため、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する障害者及び療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づき療育手帳の交付を受けている者をいう。
- (2) 障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児をいう。
- (3) 難病患者 国の定める厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業の対象疾患患者及び関節リウマチ患者であって在宅で療養が可能な程度に症状が安定していると医師によって判断される18歳以上の者をいう。
- (4) 障害者等 障害者、障害児及び難病患者をいう。

(実施主体)

第3条 日常生活用具給付事業（以下「事業」という。）の実施主体は、松浦市とする。ただし、事業の全部又は一部を業者に委託することができる。

(種目、性能及び基準額)

第4条 給付の対象となる用具（点字図書を除く。以下この条から第11条において同じ。）の種目

及び性能等は、別表第1に定めるところによる。

(対象者)

第5条 給付の対象者は、市内に住所を有し（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この条において「法」という。）第19条第3項の規定により松浦市が支給決定を行っている者を含む。）、かつ、別表第1の用具の種目ごとに定める者であって、用具の給付が必要と認められる者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除外するものとする。

- (1) 現に身体障害者更生援護施設、児童福祉施設、知的障害者援護施設、救護施設、老人ホーム等に入所（ただし、通所を除く。）中の者又は入院中の者。ただし、用具の給付により退所（退院）が可能となる場合若しくは短期間の入院である場合又は入所（入院）中に頭部保護帽又はストマ装具の給付を受けようとする場合はこの限りでない。
- (2) 自己の所有に係る家屋以外の家屋に居住する者であって、給付の物品の設置につき、その家屋の所有者又は管理者から承諾を得られない者
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）その他の法令の規定による用具の給付又は貸与を受けることができる者
- (4) 法第19条第3項の規定による支給決定を他の市町村が行っている者

(給付の申請)

第6条 用具の給付を受けようとする者（障害児の保護者を含む。以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）によって市長に申請するものとする。ただし、難病患者にあつては松浦市障害者等日常生活用具給付診断書（様式第2号）を添えて申請しなければならない。

(給付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による給付の申請があつたときは、申請者の経済状況、身体状況、家屋環境等を総合的に審査し、給付の要否を決定するものとする。

- 2 前項に規定する給付の要否を決定する場合において、申請者又は申請者と同一の世帯に属する者の用具の給付を受けようとする月の属する年度（当該月が4月から6月の場合にあつては、前年度）の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する市町村民税所得割額が500,000円以上であるときは、用具の給付をしないものとする。
- 3 用具の給付を決定したときは、申請者に対し日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）及び日常生活用具給付券（様式第4号。以下「給付券」という。）を交付するものとする。

4 給付の申請の却下を決定したときは、日常生活用具給付却下決定通知書（様式第5号）を申請者に通知するものとする。

5 用具の給付は、一世帯当たり同一種目につき1件とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

（用具費の助成）

第8条 給付の決定を受けた者が用具の給付を受けたときは、給付の決定を受けた者に対して別表第1に掲げる当該用具の給付限度額（実際の用具費がこの額を下回るときはその額とする。以下「給付限度額」という。）の100分の90に相当する額（以下「給付額」という。）を支給する。

2 給付限度額の100分の10に相当する額（以下「利用者負担額」という。）が別表第2に規定する額（以下「負担上限月額」という。）を超えるときは、前項の規定にかかわらず、利用者負担額が負担上限月額を超えないように、100分の90に相当する額から100分の100に相当する額の範囲内で支給する。

3 給付の決定を受けた者が同一の月に別の用具の給付の決定を受けたとき、当該同一の月における利用者負担額の合計額が負担上限額を超えるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、利用者負担額の合計額が負担上限月額を超えないように、100分の90に相当する額から100分の100に相当する額の範囲内で支給する。

4 市長は、第1項の規定にかかわらず、給付の決定を受けた者が業者に対し支払うべき用具費について、給付の決定を受けた者に代わり、業者に代理受領させることができる。

（給付等の方法）

第9条 第7条第3項により用具の給付の決定を受けた者は、業者に給付券を提出し、用具の給付を受けるものとする。

（再給付）

第10条 給付を受けている用具について、別表第1中の耐用年数の欄に規定する期間を経過するまでは、同一の用具の再給付等を行わないものとする。ただし、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。

2 耐用年数を経過した後においては、修理不能の場合若しくは部品の交換よりも真に合理的、効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が対象者の用具の使用効果が向上する場合に限り、再給付を行うことができる。

（支払）

第11条 第8条第3項による代理受領する業者は、給付券を添えて市長に給付額を請求するものと

する。

- 2 市長は、前項の請求があった場合は、給付の決定を受けた者に対し用具が給付されたことを確認した上で、速やかに業者に支払うものとする。

(排泄管理支援用具の特例)

第12条 市長は、用具のうちストマ装具及び紙おむつ（以下「排泄管理支援用具」という。）の給付を受けようとする者の手続きの利便を考慮し、1回の申請につき6か月分まで給付券を一括交付することができる。

- 2 前項の規定により給付券を一括交付するときは、給付対象となる期間分の額の合計額を記載して交付しなければならない。

- 3 排泄管理支援用具の利用者負担額は、第8条第2項の規定にかかわらず、1か月分で500円以上の利用者負担額があった場合、利用者負担額から500円を差し引いた額とする。ただし、1か月分の利用者負担額が500円を下回る場合は、負担を要しないものとする。

(点字図書の対象者等)

第13条 点字図書の給付の対象者は、主として点字による生活を営む視覚障害のある障害者等とする。

- 2 給付の対象となる点字図書は、月刊、週刊等で発行される点字図書とする。ただし、雑誌を除く。

- 3 給付は、対象者1人につき、点字図書で年間6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。

(点字図書の給付の申請)

第14条 点字図書の給付を受けようとする者（障害児の保護者を含む。）は、点字図書出版施設から給付を希望する点字図書について点字図書発行証明書（様式第6号）の記入を受けた上で、当該証明書を添えて、日常生活用具給付申請書により市長に申請しなければならない。

(点字図書の給付の決定)

第15条 市長は、前条の申請を受けたときは、審査し、点字図書の給付の要否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により給付を決定したときは、当該点字図書の給付の申請をした者に対し、日常生活用具給付決定通知書により通知するとともに、点字図書発行証明書に確認の上当該証明書を交付するものとする。

(点字図書の費用の負担)

第16条 前条第2項の規定により、点字図書の給付の決定を受けた者は、当該図書の購入に要する費用のうち、点字処理をする前の一般図書を購入する場合に相当する額を負担しなければならない。

2 点字図書の給付の決定を受けた者は、希望する点字出版物の点字処理をする前の一般図書購入相当額が不明な場合は、点字図書価格の5分の1に相当する額を負担するものとする。

(用具の管理)

第17条 用具の給付を受けた障害者等は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

2 前項の規定に反した場合には、市長は、当該用具の返還を求め又は当該給付に要した費用の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

(台帳の整備)

第18条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳（様式第7号）を整備するものとする。

(秘密の保持)

第19条 事業に携わる者は、正当な理由なく、その業務を行うに当たって知り得た情報を他に漏らしてはならない。業務に携わらなくなった後も同様とする。

(個人情報の保護)

第20条 事業の実施に際し、取り扱われる個人情報については、松浦市個人情報保護条例（平成18年松浦市条例第14号）の規定を遵守しなければならない。

(補則)

第21条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成20年告示第43号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の松浦市障害者等日常生活用具給付事業要綱の規定は、平成19年7月1日から適用する。

附 則（平成21年告示第20号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年告示第35号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年告示第59号）

（施行期日）

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（松浦市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱の廃止）

2 松浦市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成22年松浦市告示第34号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の松浦市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱の規定によりなされた手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年告示第46号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月22日告示第167号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年3月23日告示第33号）

この告示は、告示の日から施行する。

別表第1（第4条、第5条、第8条、第9条関係）

種目	対象者（障害及び程度）	性能・範囲	耐用年数	給付限度額（円）	備考
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者又は障害児 寝たきりの状態にある 難病患者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000	
特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級の障害者、下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児又は児童相談所又は知的障害者更	褥瘡（ジョクソウ）の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600	

	生相談所において知的障害児（者）として判定され障害の程度が重度又は最重度である者で、それぞれ原則として3歳以上の者（常時介護を要する者に限る）又は寝たきりの状態にある難病患者				
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級の障害者等で、原則として学齢児以上の者（常時介護を要する者に限る）又は自力で排尿できない難病患者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者等が容易に使用し得るもの	5年	67,000	
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者等で、原則として3歳以上の者（入浴に当たって家族等他人の介助を要する者）	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400	
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者等で、原則として学齢児以上の者（下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者）又は寝たきりの状態にある難病患者	介護者等が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000	

移動用リフト	下肢又は体幹機能障害 2級以上の障害者等 で、原則として3歳以上の者又は下肢又は体幹機能障害のある難病患者	介護者等が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000	
訓練いす (障害児のみ)	下肢又は体幹機能障害 が2級以上の障害児 で、原則として3歳以上の者	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	5年	33,100	
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害 が2級以上の障害児 以上の子又は下肢又は体幹機能障害のある難病患者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもので、原則として学齢児の	8年	159,200	
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害 を有する障害者等で、 原則として3歳以上の者 (入浴に当たって家族等他人の介助を要する者)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介護者等が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000	
便器	下肢又は体幹機能障害 2級以上の障害者又は 常時介護を要する難病患者	障害者等が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができない。ただし、取替	8年	4,450	
				手すり付 5,400	

		えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)				
頭部保護帽	脳性麻痺、失調症等により立位又は歩行が不安定でよく転倒する者及び児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児(者)として判定され障害の程度が重度又は最重度である者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの A ヘルメット型：スポンジ、革を主材料	3年	A	15,656	
		転倒の衝撃から頭部を保護できるもの B ヘルメット型：スポンジ、革、プラスチックを主材料		B	37,853	
T字状・棒状つえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する障害者等で、歩行不安定な者	障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもので、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助の用具とする。 A 主体：木材（十分な強度を有するもの） 外装：ニス塗装 B	3年	A	2,310	夜光材付は410円（全面は1,200円）増し 外装に白色又は黄色ラッカ ー使用時は260円増し
				B	3,150	

		<p>主体：軽金属</p> <p>外装：塗装なし</p>			
<p>移動・移乗 支援用具</p>	<p>平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する障害者等で、原則として3歳以上の者（家庭内の移動等において介助を必要とする者）</p>	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p> <p>ア 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具</p>	8年	60,000	
<p>特殊便器</p>	<p>上肢障害2級以上の障害者等又は児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児（者）として判定され、障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者。原則として学齢児以上の者</p>	<p>足踏ペダル等で温水温風を出し得るもので障害者等又は介護者等が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	8年	151,200	

	上肢機能に障害がある 難病患者				
火災警報器	身体上の障害の程度が 2級以上の障害者等又 は児童相談所又は知的 障害者更生相談所にお いて知的障害児（者） として判定され、障害 の程度が重度又は最重 度である者（火災発生 の感知及び避難が著し く困難な障害者等のみ の世帯及びこれに準ず る世帯）	室内の火災を煙又は 熱により感知し、音 又は光を発し屋外に も警報ブザーで知ら せ得るもの	8年	15,500	
自動消火器	身体上の障害の程度が 2級以上の障害者等又 は児童相談所又は知的 障害者更生相談所にお いて知的障害児（者） として判定され、障害 の程度が重度又は最重 度である者若しくは難 病患者であって火災発 生の感知及び避難が著 しく困難な障害者等の みの世帯及びこれに準 ずる世帯	室内温度の異常上昇 又は炎の接触で自動 的に消火液を噴射 し、初期火災を消火 し得るもの	8年	28,700	
電磁調理器	視覚障害2級以上の障 害者等（盲人のみの世	障害者等が容易に使 用し得るもの	6年	41,000	

	帯及びこれに準ずる世帯)又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児(者)として判定された障害の程度が重度又は最重度であって18歳以上の者				
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の障害者	障害者が容易に使用し得るもの	10年	7,000	
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級の障害者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できするもの	10年	87,400	
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の障害者等で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者で、原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500	
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害者等であって、必要と認められる者で学齡児以上の者	障害者等又は介助者等が容易に使用し得るもの	5年	36,000	
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障	障害者等又は介助者等が容易に使用し得	5年	56,400	

	害者等であって、必要と認められる者で、原則として学齢児以上の者	るもの			
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う障害者	障害者が容易に使用し得るもの	10年	17,000	
盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上の障害者等で、原則として学齢児以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	9,000	
盲人用体重計	視覚障害2級以上の障害者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者が容易に使用し得るもの	5年	18,000	
パルスオキシメーター(動脈血中酸素飽和度測定器)	人工呼吸器の装着が必要な難病患者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	6年	157,500	
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者等又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する障害者等で、原則として学齢児以上の者	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	5年	98,800	
情報・通信支援用具	上肢機能障害2級以上、言語、上肢複合障	障害者等向けのパーソナルコンピュータ	6年	100,000	

	害 2 級以上、又は視覚障害 2 級以上の障害者等（文字を書くことが困難な者）で、原則として学齢児以上の者	の周辺機器、アプリケーションソフト等であり障害者等が容易に使用し得るもの				
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害（原則として視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級）の障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6 年		383,500	
点字器	視覚障害を有する障害者等で、原則として学齢児以上の者	障害者等が容易に使用し得るもの 標準型 A（真鍮板製）：32マス18行、両面書 標準型 B（プラスチック製）：32マス18行、両面書 携帯用 A（アルミニウム製）：32マス4行、片面書 携帯用 B（プラスチック製）：32マス12行、片面書	7 年	標準型 A	10,712	点筆含む。
				標準型 B	6,798	
			5 年	携帯用 A	7,416	
				携帯用 B	1,699	
点字タイプライター	視覚障害 2 級以上の障害者等（原則として本人が就労若しくは就学しているか又は就労が	障害者等が容易に使用し得るもの	5 年		63,100	

	見込まれる者)					
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の障害者等で、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音、再生が可能な製品であって、障害者等が容易に使用し得るもの	6年	録音再生機	85,000	
				再生専用機	35,000	
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の障害者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害者が容易に使用し得るもの	6年		99,800	
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害を有する障害者等（本装置により文字等を読むことが可能になる者）であって、原則として学齢児以上の者	面像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年		198,000	
盲人用時計	視覚障害2級以上の障害者。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式	障害者が容易に使用し得るもの	10年	触読	10,300	
				音声	13,300	

	時計の使用が困難な者を原則とする。					
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する障害者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	5年		71,000	
聴覚障害者用情報、受信装置	聴覚障害を有する障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、障害者が容易に使用し得るもの	6年		88,900	
人工喉頭	音声機能障害を有する障害者等で喉頭摘出した者	障害者等が容易に使用し得るもの	4年	笛式	5,150	気管カニューレ付は3,193円増し
			5年	電動式	72,203	電池又は充電器を含む。
ストマ器具 (ストマ用品・洗腸用品)	膀胱直腸機能障害を有する障害者等で、人工膀胱、人工肛門で腹壁	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で、蓄尿袋は尿	—	蓄尿袋	11,639	月額(価格は1か所当たりの皮膚保護剤及
				蓄便袋	8,858	

具)	から排尿便があり、採尿便の袋を装着する必要がある者	処理用のキャップ付、蓄便袋は下部開放型とする。 (ラテックス製又はプラスチックフィルム製)				び袋を身体に密着させるものを含む。)
紙おむつ等 (紙おむつ、サラシ、ガーゼ等衛生用品)	<p>①膀胱直腸機能障害を有する障害者等であって、腸管のストマあるいは尿路変更のストマの著しい変形若しくはストマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストマ用装具を装着できないもの又は二分脊椎による膀胱直腸機能障害を有する障害者等でストマ用装具の代替えとして必要な者</p> <p>②先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する排尿・排便機能の障害を有する障害者等</p> <p>③脳原性機能障害により排泄の意思表示が</p>		—		12,000	月額

	<p>困難な障害者等</p> <p>※③についてはおおむね3歳未満で発症した脳性麻痺等(脳炎、無酸素脳症等も含む)による四肢機能障害・体幹機能障害を有する障害者等であって次の状態のいずれにも該当する者(乳幼児期以後に発生した疾病等に起因する頭部外傷、脳血管障害者などは対象外とする。また、脳原性運動機能障害を有する障害者等が原則であるが、脳性麻痺等が明らかであり、かつ全身性の障害であることが確認される場合はこれに代える)</p> <p>(ア) 自力でトイレに行けないこと</p> <p>(イ) 自力で便座(排便補助具の使用も含む)に座ることができないこ</p>			
--	---	--	--	--

	と (ウ) 介助による定 時排泄をすること ができないこと ※紙おむつは3歳以上 の者とする。					
収尿器	膀胱機能障害を有する 障害者等であって尿失 禁のある者	採尿器と蓄尿袋で構 成し、尿の逆流防止 装置を有するもの	1年	男性 用：普 通型 (ラテ ックス 製又は ゴム 製)	7,931	採尿袋20枚 1 組
				男性 用：簡 易型 (ラテ ックス 製又は ゴム 製)	5,871	
				女性 用：普 通型 (耐久 性ゴム 製採尿 袋)	8,755	

				女性 用：簡 易型 (ポリ エチレ ン製採 尿袋導 尿ゴム 管付)	6,077	
居宅生活動 作補助用具 (住宅改修 費)	下肢、体幹機能障害又 は脳原性運動機能障害 (移動機能障害に限 る。) 3級以上の障害 者等であって、学齡児 以上の者 (ただし、特殊便器へ の取替えをする場合 は 上肢障害2級以上の 者) 下肢又は体幹機能に障 害がある難病患者	障害者等の移動等を 円滑にする用具で設 置に小規模な住宅改 修を伴うもの (範囲) ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑り防止及び移動 の円滑化等のため の床又は通路面の 材料の変更(宅地 内の通路の改修も 含む) ④引き戸等への扉の 取替え ⑤洋式便器等への便 器の取替え ⑥①～⑤に掲げる住 宅改修に付帯して 必要となる住宅改	原則と して1 回		200,000	

		修			
--	--	---	--	--	--

(注)

- 1 脳原性運動機能障害〔乳幼児期（おおむね3歳未満）に発現した非進行性脳病変による運動機能障害〕の場合は、表中の、下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚まし時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

別表第2（第8条関係）

所得基準に応じた区分	条件	利用者負担上限月額
生活保護世帯	第7条の規定による利用決定がなされた日（以下「決定日」という。）において、利用者の世帯員全員が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条に規定する被保護者である場合	0円
市町村民税非課税世帯	決定日の属する年度（決定日が4月から6月にあつては前年度とする。以下同じ。）の市町村民税について、利用者が属する世帯の世帯員全員が、均等割・所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ同法の規定による特別区民税に係るものを含み、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。）以下同じ。）とも非課税の場合	2,500円
市町村民税課税世帯	決定日の属する年度の市町村民税について、利用者が属する世帯の中で、税額が最も高い者が均等割課税のみである場合又は所得割額が33,000円未満である場合	5,000円
	決定日の属する年度の市町村民税について、利用者が属する世帯の中で、税額が最も高い者の所得割額が33,000円以上235,000円未満である場合	10,000円
	決定日の属する年度の市町村民税について、利用者が属する世帯の中で、税額が最も高い者の所得割額が235,000円以上であ	20,000円

	る場合	
--	-----	--